

雇用・労働分野の助成金

「働き方改革推進支援助成金」「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」について

松江公共職業安定所 事業所部門

事業主支援アドバイザー

辻 博史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

コンテンツ

- ◆雇用・労働関係の助成金について
- ◆働き方改革に関連する助成金について（令和7年度）
- ◆活用事例
- ◆令和8年度 概算要求
- ◆最後に

雇用・労働関係の助成金について

事業主の方へ

このパンフレットの内容は令和7年10月1日時点のものです

令和7年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 (簡略版)

I 雇用関係助成金のご案内

～雇用の安定のために～

- 「雇用関係助成金」検索表 … P. 3
- 雇用関係助成金の概要 … P. 7
- 令和7年度の新設コース … 追加ページ
- 雇用関係助成金のお問い合わせ先 … P.21

II 労働条件等関係助成金のご案内

～労働条件の改善のために～

- 労働条件等関係助成金の概要 … P.23
- 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 … P.27

このパンフレットは概要を記載したものです。
詳細な内容については、各助成金の支給要領やパンフレットをご参照ください。

雇用・労働関係の助成金について

左記のような案内を用意させていただいております

ハローワーク、または助成金センターにありますので、お申し付けください

雇用・労働分野の助成金

	目的	関連	助成金	コース
A	労働者の雇用維持を図る	雇用維持関係	1 雇用調整助成金 2 産業雇用安定助成金	
B	在籍型出向を支援する	在籍型出向支援関係	2 産業雇用安定助成金	
C	離職する労働者の再就職支援を行う	再就職支援関係	3 早期再就職支援助成金	I 再就職支援 II 雇入れ支援
D	中途採用する	転職・再就職拡大支援関係	3 早期再就職支援助成金	III 中途採用拡大 IV U I J ターン
E	新たに労働者を雇い入れる	雇入れ関係	4 特定求職者雇用開発助成金	I 特定就職困難者 II 発達障害者・難治性疾患者雇用開発 III 中高年層安定雇用支援 IV 生活保護受給者等雇用開発 V 成長分野等人材確保・育成
			5 トライアル雇用助成金	I 一般 II 障害者 III 障害者短時間若年・助成建設労働者 IV 地域雇用開発
F	労働者の雇用環境の整備を図る	雇用環境の整備関係等	15 人材確保支援助成金	I 雇用管理制度・雇用環境整備助成 II 中小企業団体助成 III 建設キャリアアップシステム等活用促進 VI 外国人労働者就労環境整備助成
			18 キャリアアップ助成金	I 正社員化 II 障害者正社員化 III 賃金規定改定 IV 賃金規定共通化 V 賞与・退職金制度導入 VI 社会保険適用時待遇改善
G	仕事と家庭の両立支援等に取り組む	仕事と家庭の両立支援関係等	19 両立支援助成金	I 出生時両立支援 II 介護離職防止支援 III 育児休業支援 IV 育休中等業務代替支援 V 働き方選択制度等支援 VI 事業所内保育施設 VII 不妊治療及び助成健康課題対応両立支援
H	労働者の職業能力の向上を図る	人材開発関係	20 人材開発支援助成金	I 人材育成支援 II 教育訓練休暇等付与 III 建設労働者認定訓練 IV 建設労働者技能実習 V 人への投資促進 VI 事業展開等リスクリング支援

働き方改革に関する助成金

助成金概要

働き方改革推進支援助成金

労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、是非、この助成金制度をご活用ください。

働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の
課題

助成金
による
取組

改善の
結果

新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！

業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいか分からぬ！

労働能率を増進するために設備・機器などを導入

労務管理用機器や、ソフトウェアを導入

外部の専門家によるコンサルティングを実施



新たな機器・設備を導入して使用するようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。



専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

制度のポイント

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。同時に賃金引き上げを行った場合、助成金上限額が加算されます。

利用できる企業

中小企業や中小企業が属する団体が利用可能

助成額

賃上げを行った場合は、「賃上げ加算」として各コースの助成額に最大360万円を加算

※労働者数30人以下の場合は、最大720万円を加算します。

※賃上げ額そのものを助成するものではありません

手続き

労働局雇用環境・均等室に交付申請書提出（締切：11月28日（金））

↓
交付決定後、計画書に沿って取組を実施（R8年1月30日（金）まで）

↓
労働局に支給申請（申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後、またはR8年2月6日のいずれか早い日）

※本助成金は国の予算に制約されるため締切り日（11月28日）以前に受付を締切る場合あり

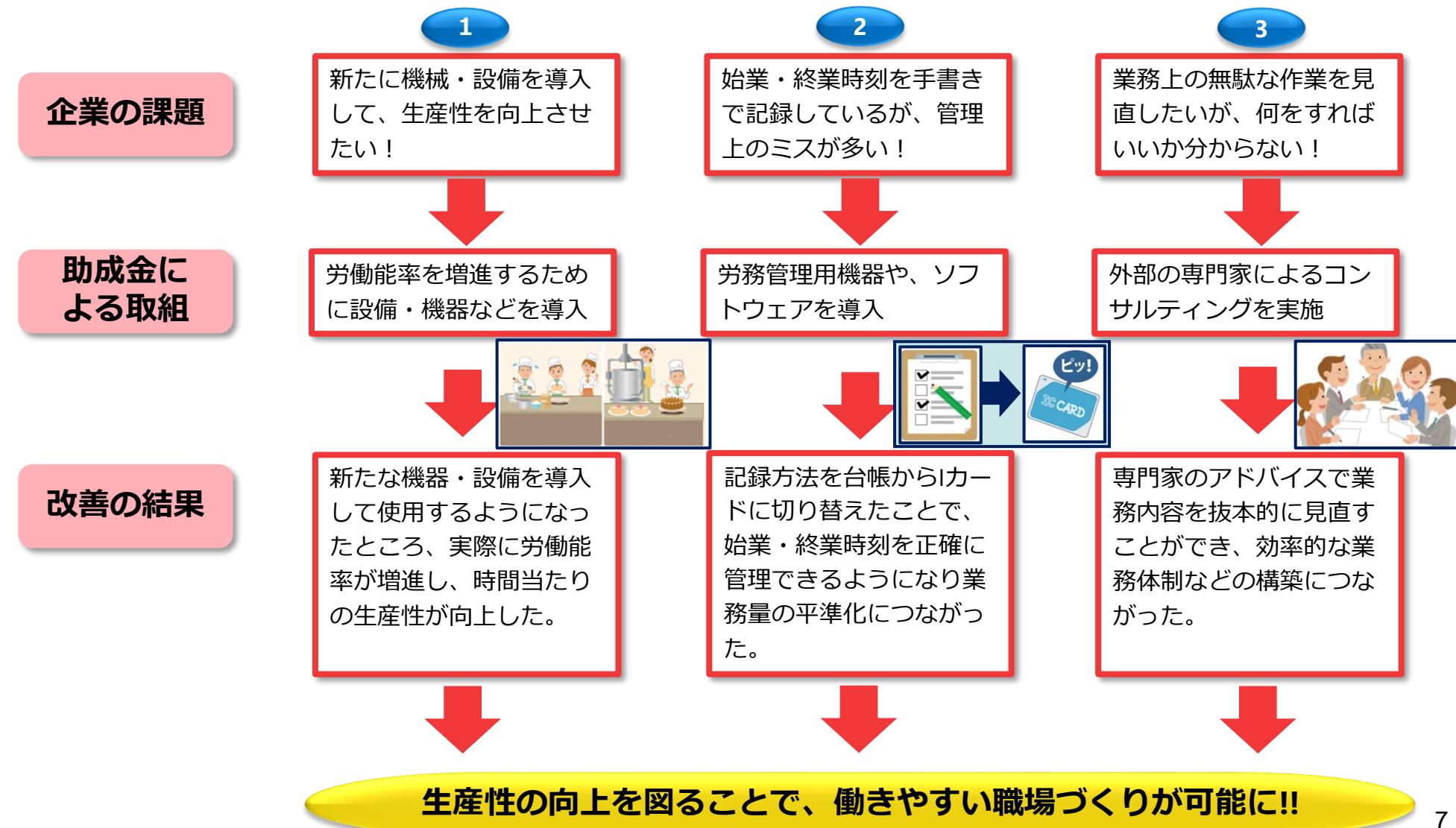
相談窓口

島根労働局 雇用環境・均等室 0852-20-7007

働き方改革推進支援助成金

注意：令和7年度申請は
終了しています

活用事例



働き方改革推進支援助成金

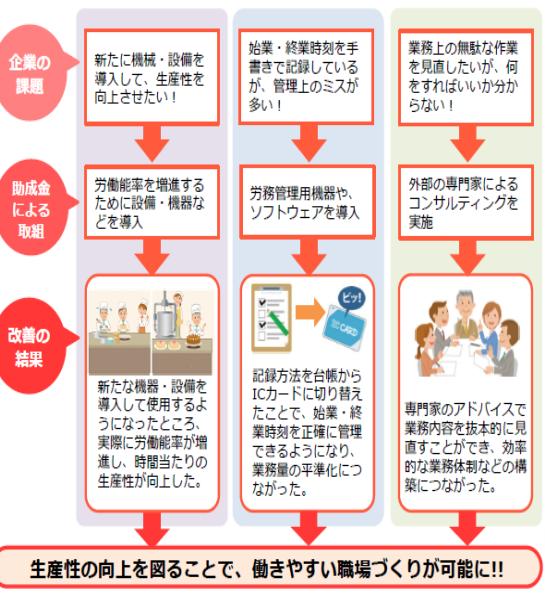
労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

労働時間短縮・年休促進支援コース

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

助成額

助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額 選択した左記「成果目標」に設定された、下記1から3までの助成上限額に、下記4の上限額への加算額を合計した金額

助成額 上限額又は対象経費の合計額に補助率3／4(※6)を乗じた額のいすれか低い金額を助成します。

(※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4／5。

加算

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)
7%以上 引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

(※7) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

(※8) 費上げ額そのものを持続するものではありません。

取組

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- 労務管理担当者に対する研修(※3)
- 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

目標

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を自らアピールする仕組(アピガチャ)。

- 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
- 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- 上記①から③の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます。

以下の「成果目標」から1つ以上を選択

- 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
- 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入

(※5) 上記①から③の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます。

働き方改革推進支援助成金

注意：令和7年度申請は
終了しています

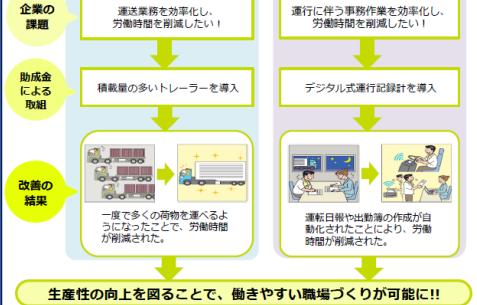
業種別課題コース

運送業

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業等）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主の皆さんを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主の皆さんを支援

目標が各コースで異なる

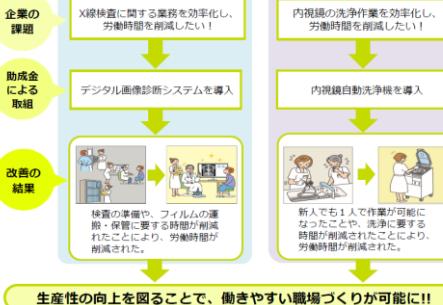
④ 10時間以上の勤務間インターバルの導入

病院等

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む、医療に従事する医師を雇用する中小企業事業主の皆さんを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性を向上させ、労働時間の削減や医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む、医療に従事する医師を雇用する中小企業事業主の皆さんを支援

情報通信・宿泊業

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（情報通信業、宿泊業）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバルの導入等に向けた環境整備に取り組む、情報通信業、宿泊業の中小企業事業主の皆さんを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバルの導入等に向けた環境整備に取り組む、情報通信業、宿泊業の中小企業事業主の皆さんを支援

建築業

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、建設業の中小企業事業主の皆さんを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、建設業の中小企業事業主の皆さんを支援

目標が各コースで異なる

- ④ 9時間以上の勤務間インターバルの導入
- ⑤ 「医師の働き方改革の推進」の実施

④ 9時間以上の勤務間インターバルの導入

- ④ 9時間以上の勤務間インターバルの導入
- ⑤ 4週における所定休日を1日から4日以上増加

業務改革助成金

注意：令和7年度申請は終了しています

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画

+
設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

→ 計画の承認と実施
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6ヶ月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただむ必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が毎年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局窓口窓口・均等部室または賃金課窓までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事業所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPでお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

制度のポイント

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

利用できる企業

中小企業が利用可能

助成額

最大600万円

※助成額は賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決まります。

※賃上げ額そのものを助成するものではありません

手続き

労働局へ交付申請（計画書提出）

*交付決定→事業実施（賃金引き上げ、設備導入、代金支払）

事業実績報告

*交付額決定と助成金支払い→助成金受領 *労働局審査

※事業完了期限：R8年1月31日

相談窓口

島根労働局 雇用環境・均等室

0852-20-7007

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金 の引き上げ計画



設備投資等の計画

機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

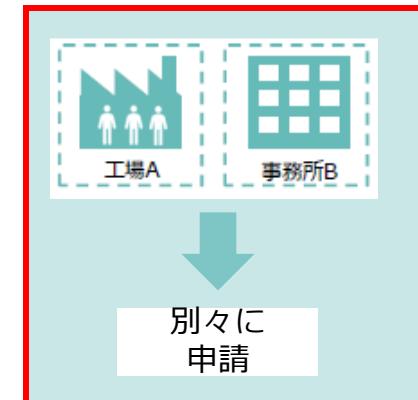
業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。



業務改革助成金

注意：令和7年度申請は
終了しています

助成上限額

引き上げ額と対象労働者数により上限が決定します

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

事業場内最低賃金に応じて助成率が変わります

特例事業者

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

一定条件を満たす特例事業者には、助成対象経費の拡充あり

対象となる設備投資など

対象となる投資と経費の事例

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げて**いただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を**就業規則等に定めて**いただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

キャリアアップ助成金

賃金規定改定コース

「キャリアアップ助成金」を活用して
従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等^{※1}の基本給を定める賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

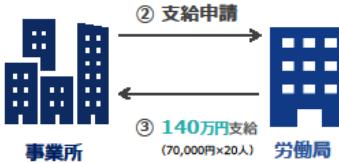
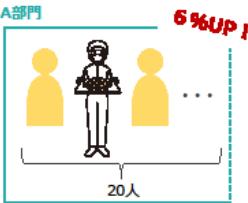
支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引上げ率 3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、
A部門で働く^{※3}パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ



助成額

1 キャリアアップ計画の作成・提出

2 賃金規定等の適用（有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。）

3 賃金アップ（2の改定）

（2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。）

手続き

中小企業の場合 賃上げを行った非正規雇用労働者1人あたり4万円から最大7万円

大企業の場合 賃上げを行った非正規雇用労働者1人あたり2.6万円最大4.6万円

・事前にキャリアアップ計画書を作成・提出

（賃金規定等を増額改定する前日までに）

・賃金規定の適用

・取り組みを6ヶ月間継続（賃金支払い）した後、2ヶ月以内に支給申請

相談窓口

島根労働局 助成金相談センター 0852-20-7029

※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」

※2 賃金規定の値、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が適用する他の合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り

金一覧表を新たに作成した場合

賃金一覧表（時給換算の場合）

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...
9	1,200円	1,240円
10	1,290円	1,330円

3%以上UP!

キャリアアップ助成金

短時間労働者労働時間延長支援コース



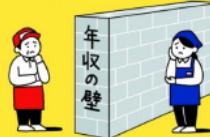
年収の壁対策

労働者1人につき最大75万円助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、
労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる**！

事業主の皆さまにおいては、人手不足の解消に！

キャリアアップ助成金



「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件	1人当たり助成額			
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件	1人当たり助成額			
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6ヶ月間継続した後、2ヶ月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません**。

現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

令和7年7月1日

6か月継続雇用

▲ 計画届 ▲ 社会保険加入および
労働時間延長等の取り組み

▲ 支給申請

切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用して
いたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースへの申請が可能！

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

年収の壁対策の取り組みを行うことで、
労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる**！
事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に**！

制度のポイント

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

利用できる企業

小規模企業、中小企業、大企業どちらも利用可能。
※小規模企業とは常時雇用する労働者数が30人以下の事業主

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

助成額

(1年目) 最大50万円～30万円

*週所定労働時間の延長と賃金増額の組合せにて1人当たり助成額決定

(2年目) 最大25万円～15万円

*更に労働時間を2時間以上延長の場合、または基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用

手続き

・事前に**キャリアアップ計画書**を労働局へ提出

*本コースは、社会保険加入日の前日までに提出（R7年10月1日加入の場合、9月30日まで）

・取り組みを6ヶ月間継続した後、2ヶ月以内に支給申請

相談窓口

島根労働局 助成金相談センター 0852-20-7029

令和8年度概算要求における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の待遇改善、より高い待遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部=R 8要求における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金【35億円】

拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➢ 賃金引上げ額を3コース制に再編等、地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃の差額を地域の実情に応じた特例措置を講じる

働き方改革推進支援助成金【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
➢ 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
➢ 訓練終了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

拡充

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
➢ 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の待遇改善

拡充

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）【554億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
➢ 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い待遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れ、賃金を上昇させた事業主に助成
➢ 雇入れ時の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成
➢ 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

「在籍型出向」を活用して労働者のスキルアップを行う事業主に対し、出向中の賃金の一部を助成
➢ 出向復帰後に賃金を5%以上上昇させた場合に助成

最後に

- 働き方改革に取組予定の事業所様には、本日紹介しました各助成金の活用も是非検討ください。
- 雇用・労働分野の助成金も目的別に多くの助成金がございます。
 - ✓ 雇用の安定
 - ✓ 職場環境の改善
 - ✓ 仕事と家庭の両立支援
 - ✓ 従業員の能力向上 など

是非、ご活用ください！

各種助成金窓口

助成金	施設名	所在地	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金 産業雇用安定助成金 早期再就職支援等助成金 (再就職支援コース、雇入れ支援コース) 特定求職者雇用開発助成金 地域雇用開発助成金 人材開発支援助成金（人材育成支援コース（有期実習型訓練）） キャリアアップ助成金 	島根労働局 助成金相談センター	松江地方合同庁舎4階	0852-20-7029
<ul style="list-style-type: none"> 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース、UIJターンコース） トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） 人材確保等支援助成金（テレワークコース以外） 人材開発支援助成金（建設労働者関係各コース） 	島根労働局 職業対策課	松江地方合同庁舎5階	0852-20-7020
<ul style="list-style-type: none"> 人材開発支援助成金 (人材育成支援コース（有期実習型訓練）以外、建設労働者関係以外の各コース) 	島根労働局 訓練課	松江地方合同庁舎5階	0852-20-7028
<ul style="list-style-type: none"> 両立支援等助成金 人材確保等支援助成金(テレワークコース) 	島根労働局 雇用環境・均等室	松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース以外）	ハローワーク	松江地方合同庁舎2階	0852-22-8609